

佐賀駐屯地における自衛隊の運用に関する確認書

九州防衛局と柳川市は、自衛隊機による佐賀空港の利用及び佐賀駐屯地（仮称）（以下「駐屯地」という。）の運用に関し、自衛隊機の悪天候時等における計器着陸装置（ILS）航路下にある柳川市において、柳川市民の良好な生活環境の保全のため、次のとおり確認する。

1. 自衛隊機の安全性と安全対策について

- （１）防衛省は、自衛隊機の安全性に関する情報その他の重要な情報等について、柳川市に対し、速やかに提供するとともに、防衛省と柳川市は円滑な情報共有のための連絡体制を構築する。
- （２）防衛省は、事故等重大事案に備え、事前に救助体制や事故処理体制の準備等を行う。
- （３）防衛省は、自衛隊機の事故等重大事案が発生した場合には、柳川市に対し、迅速な情報の提供を行うとともに、事故原因の究明、再発防止策の確立等の安全対策を徹底し、損失又は損害が生じた場合には、関係法令に基づき補償措置等を講じ、その内容を速やかに柳川市に報告する。

2 騒音等による生活環境への影響について

- （１）防衛省は佐賀空港の利用にあたっては、場周経路を設定するとともに、騒音の面で負担を生じさせないよう空港南側（海側）を飛行することを基本とする。
- （２）防衛省は、佐賀空港を離着陸する際には、騒音軽減のため、場周経路上においては高度３００m以上、場周経路外においては、高度５００m以上を確保することを基本とする。
- （３）防衛省は有視界飛行において、柳川市上空を飛行する場合は、高度５００m以上を確保することとし、地域の実情を踏まえ、必要に応じて病院、学校、市街地、住宅地などの上空の飛行を制限するといった措置を講じる。
- （４）防衛省は、基本的に土日祝日は飛行せず、平日の朝８時から１７時の間、空港を利用し、また、ホバリング訓練についても、基本的には駐屯地敷地内で行うこととする。夜間（１７時から２２時）にパイロットの技量を維持するための離着陸訓練を実施する場合においても市民の生活環境に十分配慮する。
- （５）防衛省は、佐賀空港周辺に低空飛行訓練区域を新たに設定しないこと。

3 漁業、農業等への影響について

- （１）防衛省は駐屯地の建設や開設後の活動に伴う排水の処理に関連して有明海や漁業に影響が出ないように万全を尽くすこととする。
- （２）防衛省は駐屯地の運用が原因で漁業、農業その他の事業に損失又は損害が生じた場合、関係法令に基づいて補償措置等を講ずるとともに、必要に応じ運用の改善を講ずるなど適切に対応する。

4 観光への影響について

防衛省は、川下りをはじめとした柳川市内の観光資源を尊重し、佐賀空港周辺における訓練内容や飛行計画等については、柳川観光に影響を与えないよう十分配慮する。

5 相談体制・協議体制の構築について

- （１）防衛省は、駐屯地の設置及び運用に伴う苦情・相談窓口を設置し、夜間・休日を問わずに対応できる体制を整える。
- （２）防衛省は、防衛省等と柳川市との相談体制・協議体制を整える。

6 地域社会の調和と発展への協力について

防衛省はでき得る範囲で柳川市を含む周辺の地域社会との交流を行っていく。

7 その他

本確認書に定めのない事項や、本確認書に定める事項に係る疑義については、九州防衛局と柳川市が協議し、必要な確認を行うものとする。

令和７年４月１７日

九州防衛局
九州防衛局長 江原 康雄



柳川市
柳川市長 金子 健次

